高次脳機能障害者の運転再開に向けた講習実施要領

１　趣旨

　　この実施要領は、高次脳機能障害者の中で一定の要件を満たし、自動車の運転再開を希望する者に対し、医療機関（主治医又は作業療法士等の担当者をいう。以下同じ。）が安全な運転再開の可能性を医学的観点から検討する上での参考とするため、（一社）岡山県作業療法士会と（一社）岡山県指定自動車教習所協会との間の協定に基づき、各指定自動車教習所で実施する講習（実車評価を内容とするものをいう。以下同じ。）について、必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この実施要領において使用する用語の定義は、以下のとおりである。

1. 対象者

対象者とは、この実施要領に定める講習の受講者をいい、高次脳機能障害による症状が軽快し、自動車運転再開を希望する者で、次の要件を満たすものとする。

ア　自動車運転の再開を希望する車種に係る運転免許を取得していること。

イ　視力、信号灯火識別能力、聴力、運動能力等、自動車の運転に必要な基本的な能力を有していること。

ウ　高次脳機能障害の後遺症として自動車の運転に明らかな支障を及ぼすような症状が残っておらず、講習で実施する実車評価を受けることに支障がないと、主治医が医学的見地から認めていること。

エ　主治医が診断書（公安委員会へ提出するものをいう。以下同じ。）を作成する上で、実車評価が必要であると判断していること。

オ　家族等が実車評価に関する医療機関の説明に納得し、さらに家族等の中に実車評価後も継続して支援可能な人がいること。

1. 実車評価

講習における実車評価とは、技能検定のように一定の基準に照らして運転技能の水準を見るものではなく、教習指導員が対象者の実車運転について安全面で問題があると認めたときの状況、その際の是正指導に対する対象者の反応等を総合的に観察して運転再開の可否を検討し、これを診断書の作成に当たる主治医に判断材料として提供しようというものである。

３　医療機関から家族等への説明

実車評価の実施に当たっては、医療機関から対象者及びその家族等に対し、事前に次の内容を説明して同意を得るものとする。

1. 実車評価は、法律等により義務付けられているものではなく、主治医が必要と認め

　た場合に任意で行うものであること。

1. 実車評価は、対象者の運転再開の可能性に関して、主治医が診断書を作成する際の

　　参考とするため行うものであって、直ちに運転再開の可否を決するものではないから、結果の良否にかかわらず、以後の対応は主治医の指示に従うこと。

1. 実車評価を安全かつ効果的に行うため、医療機関から指定自動車教習所に対し、対

象者に係る必要最小限度の個人情報及び診療情報を提供すること。

1. 実車評価に要する費用は対象者の自己負担となること。
2. 実車評価当日の指定自動車教習所への往復は、家族等による送迎又は公共交通機関

の利用等により行うこと。

1. 実車評価を実施中、対象者の体調が悪くなったときは、途中で中断する場合もある

こと。

(7) 実車評価当日のカリキュラムについては、対象者又は家族等の都合で中断等をしないこと。

　(8) 実車評価当日に予約をキャンセルしたときは、キャンセル料が発生する場合があること。

４　医療機関等からの教習所への情報提供

実車評価の実施に当たっては、事前に医療機関から講習を行う指定自動車教習所に対し、必要な情報提供を行うものとする。この情報提供は、（一社）岡山県作業療法士会及び（一社）岡山県指定自動車教習所協会が共同で作成した情報提供シートを用いることとする。

５　講習の場所及び内容

実車評価は、指定自動車教習所の場内コース及び近隣の路上コースにおいて実施するものとする。このうち、場内コースでは、必要に応じコース内に複数の車両が走行する環境を設定するなど、自車以外の車両等に対する対応能力についても観察ができるよう配意すること。

なお、場内コースにおいて、次の状況がみられる場合には、安全面が確保できるようになるまで場内コースで練習を継続し、路上コースでの実施は見合わせること。また、路上コースに出ているときに、安全面に支障を及ぼす同様の状況がみられた場合、直ちに実車評価を中断するなど、必要な是正措置を講じること。

1. 車線に対して自車の走行位置が理解できていない。
2. 信号機や道路標識・標示等を正しく認知して対応できておらず、危険行為に該当

　する。

1. 重大な法令違反がある。
2. 交差点で他車に対する認知や優先の判断ができていない。
3. 失敗した際に指導や助言、気付きを与えても改善できない。
4. 運転時の集中力が持続できない。
5. 身体の一部の麻痺のため運転操作に支障が出る。
6. 例えばアクセル等の運転補助装置が必要である場合にその操作に習熟できていない

　ため安全面が確保できない。

６　記録媒体

実車評価を実施する際は、指定自動車教習所のビデオカメラや教習車両に搭載してあるドライブレコーダー等により、対象者の運転状況を撮影し、ＳDカード等の画像記録媒体に記録するものとする。

７　結果の取扱

　　実車評価の結果については、次のことに留意するものとする。

1. 対象者に対する説明

 実車評価を担当した教習指導員が対象者に対して説明等を行う場合は、安全指導及

び助言に止め、運転再開の可否にわたる言動は慎むこと。

1. 実車評価後の措置

教習指導員は、実車評価の結果について「実車評価結果表」を作成し、実車評価時

に記録したドライブレコーダー等の画像記録媒体と共に、同行又は同乗した作業療法

士を通じて医療機関に提出すること。